



平成 27 年 4 月 13 日

各 位

会社名 株式会社歌舞伎座
代表者名 代表取締役社長 大谷信義
(コード番号 9661 東証第2部)
問合せ先 取締役総務部長 近藤諭司
(TEL 03-3541-8160)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 28 日開催予定の第 91 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法において、定款の定めにより業務執行を行わない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、業務執行しない取締役や監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款の第 38 条(損害賠償責任の一部免除)の第 2 項を一部変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(損害賠償責任の一部免除) 第 38 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役であった者を含む。)及び会計監査人の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役、社外監査役</u> 及び会計監査人との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	(損害賠償責任の一部免除) 第 38 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> 、 <u>監査役</u> 及び会計監査人との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生予定日

平成 27 年 5 月 28 日(木曜日)
平成 27 年 5 月 28 日(木曜日)

以 上